

提案仕様書

(「マタニティファミリーブック」・「こんにちはあかちゃんブック」協働発行事業)

1 事業概要

妊婦及び産後の子育てに役立つ情報の提供を目的として、妊産婦を支援するサービスの窓口や手続き等の行政情報と地域の子育て情報に民間企業の広告（以下「広告」という。）を加えた妊婦、子育て世代向けの情報誌「マタニティファミリーブック」・「こんにちはあかちゃんブック」（以下「情報誌」という。）を明石市（以下「市」という。）と民間事業者（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

2 発行時期

令和8年5月（予定） （年1回 計3回発行）

3 事業場所

明石市全域

4 事業期間

契約締結日の翌日から令和10年9月30日

5 規格等

〈マタニティファミリーブック（妊婦・家族向け情報誌）〉

- ① サイズ B5 25ページ～35ページ
- ② 紙 質 表紙：マットコート 110k相当
本文：マットコート 90k相当
- ③ 刷 色 オールカラー
- ④ 製 本 中綴じ
- ⑤ 主な内容 行政情報（妊産婦に関する育児支援事業の窓口・手続き、妊婦相談窓口、講座案内ほか）、地域子育て情報、広告等

〈こんにちはあかちゃんブック（子育て家庭向け情報誌）〉

- ① サイズ B5 20ページ～25ページ
- ② 紙 質 表紙：マットコート 110k相当
本文：マットコート 90k相当
- ③ 刷 色 オールカラー
- ④ 製 本 中綴じ
- ⑤ 主な内容 行政情報（産婦（主に産後1か月以降）に関する育児支援事業の窓口・手続き、予防接種案内ほか）、地域子育て情報、広告等

（共通）

- ① 広告の掲載 明石市広告掲載指針及び明石市広告掲載基準の規定を遵守し、妊婦及び産後の子育てに関するもの。
関係法令、期間の定める規定等を事業者の責任において確認し遵守すること。なお、上記規定を満たさない広告は、掲載を許可しない。過去明石市の各種広告媒体においてトラブルがあった企業等の広告は掲載を許可しない。

広告の掲載位置は情報誌の後ろ部分（情報誌全体の 5 分の 1 を超えない部分）のみとする。

② 校 正 最低 2 回行うこと。

6 発行部数

年間 各 4, 0 0 0 部 計 8, 0 0 0 部（予定）

7 役割分担及び制作方法

- （１） 市は事業者の情報誌の制作に必要な行政情報及び地域情報の原稿及び資料を提供する。事業者との協議に基づき、できる限りの情報提供に努める。
- （２） 事業者は、情報誌の制作に必要な行政情報及びその他の情報の収集を行い、情報誌の企画、編集、印刷・製本・市内配布窓口への納品を行う。
- （３） 事業者は、情報誌の作成に際し、次の事項に留意すること。
 - ① 情報誌の制作にあたっては、市と十分に打ち合わせ、協議を進めること。
 - ② 刷色の配色等については、視覚障害者に配慮すること。
- （４） 印刷・納品は年に 1 回とし、年度毎に情報誌の内容の見直し・修正を行うこと。
- （５） 「マタニティファミリーブック」は、予防接種手帳・副読本等と同時に配布を行うため、それらの封入作業も行い同時に納品すること。
- （６） 事業者は、情報誌に広告を掲載できるものとし、広告主の募集・広告の作成は事業者が行い、その収入は事業者に帰属する。

8 作成経費

情報誌の企画、編集、印刷、製本及び市内配布窓口への納品に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

9 納品方法

- （１） 事業者は、発行した情報誌とその他配布物を無償で納品する。
- （２） こども健康課（明石市こども健康センター、パピオスあかし 6 階）へ納品する。
- （３） 納品時に、広告部分を除いた行政情報ページ等情報誌の電子データを P D F 形式ファイル・イラストレータデータに変換し、C D - R O M 等磁気記録媒体に記録し納品する。

1 0 責任分担及び問い合わせ等の対応

- （１） 行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応する。
- （２） 行政情報以外に関しては事業者が責任を負うこととし、問い合わせ等があれば事業者が対応する。

1 1 著作権の帰属

広告を除く全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を市に譲渡する。

1 2 その他

本仕様書及び契約書に定めがない事項については、市及び事業者が協議の上決定するものとする。